

○財務省告示第百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年四月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五		九〇六トン
一四の二		七〇九、五一六トン
一四		一、二〇〇、五八四トン
一三		五、八九二、九七八トン
一二		七四、八〇八トン
一一		一〇、二五九トン
一〇		一〇、九〇一トン
九		五七、一四二トン
八		三七一トン
七		七トン
六		二二トン
五		一、五三八トン
四		六七、〇九二トン
三		二八トン
二		六九・七トン
一		〇トン

二九	四四二トン
二八	六トン
二七	一七、〇八八トン
二六	四、一九七トン
二五	〇トン
二四	七九トン
二三	九、二六八トン
二二	二九一トン
二一	三六、九六四トン
二〇	五五三トン
一九	一、六九二トン
一八	一九、六五二トン
一七	一四六、七四四トン
一六	一四、九六八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	五、七六九、二五五トン
一四	三五〇、三四〇トン